

令和7年度社会福祉法人指導監査実施計画

社会福祉法及び益田市社会福祉法人指導監査実施要綱第7条の規定に基づき、令和7年度の社会福祉法人に対する指導監査の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性の高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

法人に対する指導監査等については、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ社会福祉法人の適正な運営の確保を図るため、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、特に次の事項に留意して実施する。

また、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知別添。以下「実施要綱」という。）別紙の「指導監査ガイドライン」に基づき監査を実施する。なお、島根県及び益田市事業担当課が行う社会福祉施設等の指導監査と連携し、より効果的な指導監査等を実施することとする。

- (1) 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- (2) 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、改正後、各法人最低2回の実地監査を行った。今後は、より効果的な監査を実施するため、これまで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として、契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料（状況調査資料）を提出していただくこととする。

また、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、及びこれまでの特別監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定する。

なお、島根県の各基準条例等で規定された災害時等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促す。

(1) 組織運営関係

- ① 定款及び諸規程の整備
- ② 適正な評議員、役員等の選任手続及び適正な理事会、評議員会運営の確保
- ③ 監事監査機能の強化

(2) 管理・経理関係

- ① 適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）
- ② 適切な資産管理
- ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- ④ 役員等報酬等の支給状況の確認

3 指導監査の対象、実施形態及び実施時期

指導監査の対象、実施時期については別に定める。また、実施形態については、実地監査とする。また、実地監査には、原則理事長及び監事の立会を求め、指摘事項について理事会での報告を求める。

4 監査調書

監査調書の様式は「社会福祉法人監査自主点検表（【法人本部編】、【会計管理編】）、状況調査資料」とし、内容は別に定める。なお、一般的な周期に該当しない法人に実施する場合は必要な箇所のみ実施または当該法人の問題等の原因を把握するため必要な範囲内で調書以外の確認を行う。